

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○ 県営土地改良事業計画を変更した件

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

○ 道路の供用を開始する件

公 告

○ 土地区画整理組合の理事の退任について届出があった件

○ 土地区画整理組合の理事の就任について届出があった件

七 六七 六八 六九 七〇

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年一月十八日

福島県規則第四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二夢みなみ農業協同組合の項中「湯本支店」を削る。

附 則

福島県知事 内 堀 雅 雄

この規則は、令和四年一月二十四日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年一月十八日から同年五月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。
令和四年一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ会津坂下 福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田九九〇番ほか三十九筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アクティブワン
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄
住所 福島県白河市新白河四丁目六〇番地
- 二 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年十月四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
七千九百六十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
一 駐車場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 五百五十五台
二 駐輪場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 二百三十二台
三 荷さばき施設の位置及び面積
位置 別紙図面のとおり
面積 三百五十二平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 三十三立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 別紙書面のとおり
 - (二) 閉店時刻 別紙書面のとおり
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 四箇所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
別紙書面のとおり
 - 七 届出年月日
令和四年一月五日
- (「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
- (商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、飯崎地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十八日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
令和四年一月十九日から
同 年二月九日まで (二十二日間)
 - 三 縦覧の場所
南相馬市役所
- (農村計画課)

福島県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の

規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月十八日

- 一 所在の不明な者の氏名
福島県知事 内 堀 雅 雄
 - 渡邊勝 田崎健一 佐藤音市 五十嵐保 五十嵐勝太郎 五十嵐勝次郎 飯塚勝彦 五十嵐寅之助 五十嵐清一 五十嵐孝一 五十嵐清 五十嵐重郎 五十嵐栄 五十嵐庄四郎 五十嵐直登 五十嵐幸作 五十嵐健次 五十嵐良次 五十嵐洋子 五十嵐毅 五十嵐榮一 五十嵐花子 五十嵐ハナ子 五十嵐藤吾 五十嵐藤伍 奥村吉雄 小柴吉佐 小柴トヲ 菅家倉之助 菅家茂男 川島徳次 川島茂八 角田禎次郎 角田トヲ 角田全次 角田重太郎 角田丑三 角田熊喜 角田清一 角田一 大沼慶吉 大沼十七 飯塚徳市 二瓶保 二瓶厚 二瓶亮 二瓶教正 二瓶教正 堀内五四郎 堀内定一 堀内武次 堀内常太郎 堀内常太郎 長谷川庄次 長谷川善次郎 秦敬介 秦正喜 秦セツ子 秦吉重郎 秦定次 坂内洋之輔 坂内孝 坂内美紀雄 坂内仁 坂内マサ 坂内弥之助 飯塚千代子 飯塚千代子 飯塚千代子 飯塚千代子 飯塚勝彦 飯塚平吾 飯塚丑吉 飯塚丑松 渡部泰介 渡部留四郎 渡部泰次 渡部重四郎 渡部義雄 渡部亀吉 渡部孫次 渡部彦七 渡部平作 渡部清五郎 渡部長多郎 渡部長次郎 渡辺武 渡邊勝 渡辺勝 渡邊嗣雄 渡辺嗣雄 齋藤逸九 齋藤逸成 三浦勘一 二瓶光正 二瓶環 小柴智雄
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和三年福島県告示第七百八十五号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月十八日

- 一 所在の不明な者の氏名
福島県知事 内 堀 雅 雄

荒川四郎 荒川栄進 荒川吉英 五十嵐教道 上野文次 大満美好 小原伊佐美
 小原ミドリ 小原勝吾 久家アイ子 久家広明 久家喜久男 富田昌志 富田禎次
 富田勝 白岩興重 目黒忠 目黒豊勝 目黒穂積 目黒常美 宗像五郎 宗像勝男
 松本陽一 星彦惣 若林一 弓田賢治 荻窪部落会

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第七百九十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字越川字下村二六 五三番二地先から 同 郡同 町大字本名字坂瀬川二 一四九番一地先まで	令和四年一月二〇日

（道路計画課）

公 告

公告第十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合から、次の者が理事を退任した旨届出があった。

令和四年一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名 住 所
 逸見 武也 伊達市馬場口五十三番地一

（まちづくり推進課）

公告第十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨届出があった。

令和四年一月十八日

氏 名 住 所
 松浦 吉広 伊達市馬場口四十番地一

福島県知事 内堀雅雄

（まちづくり推進課）